

今年も雨天が多く生育の遅れが心配された中、8月3日に幕別・札内地区、4日に忠類地区の小麦刈取作業の激励に谷内会長が飯田町長、芳滝議会議長とともに出席しました。



ご存知でしたか？

農地を売った場合の税金について

農地（土地）を譲渡した場合は、他の所得と区分して（分離課税といいます）、その譲渡所得に対して所得税、住民税が課せられます。

譲渡所得税には、特別控除の特例措置があり、農地についても担い手への譲渡を促すため、下記により譲渡した場合には、特別控除が認められます。

●譲渡所得の計算

譲渡所得金額 = 譲渡による収入金額 - (取得費 + 譲渡費用)

税額 = 譲渡所得金額 × (所得税 15% + 住民税 5%)

※短期譲渡所得（取得後5年以内の売却）の場合は、所得税 30%、住民税 9%となります。

●農地を売った場合の課税の特例（特別控除）

特別控除 800万円

主な例：農用地区域内の農地を農用地利用集積計画により譲渡した場合（幕別町の場合、農業振興公社の農地利用調整により譲渡した場合となります）

特別控除 1,500万円

農用地区域内の農地を農業経営基盤強化促進法の買入協議により農地中間管理機構に譲渡した場合（幕別町の場合、農業振興公社の農地利用調整により北海道農業公社へ譲渡した場合となります）

◆広報委員◆

委員 委員長
副委員長
西田 飛田 高橋 井田 渡邊 吉田 深松
利幸 孝榮 留二 ひろ吉 正宏 俊英

全国農業新聞は農業者の公的代表機関である農業委員会系統組織が発行する農業総合専門紙です。

全国農業新聞は、農業委員会で購読の申し込みを受け付けています。お電話等でお申し込みください。

◆発行日 毎週金曜日

◆購読料 月 700円

(送料、税込)

◆発行 全国農業会議所

